

新型コロナウイルス感染症総合対策

「松田町創生推進拠点施設」利用ガイドライン

本ガイドラインは、松田町新型コロナウイルス感染症対策本部が示した、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた町の基本方針」及び「新型コロナウイルス感染症総合対策公共施設利用ガイドライン」の内容を基本とし、本施設の特性(複合型)を踏まえた、施設利用ガイドラインを作成したものです。なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

1 対象施設等

対象施設：松田町創生推進拠点施設(suprapo) 松田町松田惣領321-1
営業時間：各テナント事業者による
町所管課：政策推進課 定住少子化担当室
指定管理者：NPO法人 アシガラパートナーズ
施設の概況：1：本館 2階建 2：別館(車庫) 平屋建
 3：西館 2階建 4：倉庫棟2階建 5：その他施設(駐車場等)

2 テナント入居状況

場所	事業者	業種等	営業時間(※)	一般利用対象
本館 1階	SpinLandryRoom松田店	コインランドリー	24時間	○
	M. R. J株式会社	雑貨等の販売	不定期	○
	Fitrain24(M. R. J株式会社)	フィットネスジム	24時間	○
本館 2階	NPO法人アシガラパートナーズ	指定管理者	11:00~20:00	-
	株式会社三鮮商事	フィットネス事業 (社内研修所)	不定期	-
	合同会社佐野ファーム	農業(事務所)	不定期	-
	松田町子育て支援センター(※1)	子育て支援センター	10:00-15:30(平日) (原則、第4土曜は開所)	○
	ファミリー・サポート松田	子育て援助活動 支援事業	9:00-17:00 (平日)	○
西館 2階	ザクトクラフト	ルアーの企画製造	不定期	-
倉庫棟	TK COMPANY 株式会社	事務所(倉庫)	不定期	-
	株式会社ロータリー・ヒロ	事務所(倉庫)	不定期	-

※営業時間については、今後、変更する可能性があります。

※1 町子育て支援センターは、別にガイドラインを定めます。

3 施設利用にあたって

- ・発熱等の症状がみられる場合
発熱(体温が37.5℃以上)等の症状がある場合、施設の利用はご遠慮ください。
- ・ソーシャルディスタンスの確保
間隔の目安：人との間隔を縦2m、横1.5mを目安に確保してください。
- ・施設等の利用(予約)
一般利用対象施設は、原則予約制とし、利用にあたり各事業者にご連絡してください。
- ・人数制限の実施
施設の利用人数について、必要がある場合、制限を設けますのでご協力ください。

4 利用者に対して求める取り組み

(屋内施設の場合)

- ① 施設入口で、手指消毒を実施してください。
- ② 施設入口で検温を実施している場合、検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合、施設の利用はご遠慮ください。
- ③ 利用時間は、原則90分を超えない範囲としてください。
- ④ 利用する部屋は、原則30分に1回、10分程度の換気を実施してください。
- ⑤ 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないでください。
- ⑥ 利用する部屋の備品(テーブル等)は、複数の人が触れる部分について、利用後に除菌を実施してください。

(屋外施設の場合)

- ・原則、密集・密接を避け、手洗い場がある場所では適時手洗いを実施してください。

(その他)

- ・マスクの着用は、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、利用者の個人の判断に委ねることを基本とします。
- ・各テナント事業者が個別に感染防止対策を実施している場合、その内容も併せて実施してください。

5 施設管理者が実施する取り組み

- ①施設内の人の手が触れる場所等、例えば会議室のドアノブ、トイレ等の除菌を実施します。
- ②感染防止対策作業時間等を踏まえ、開館時間等を設定します。
- ③施設の使用前後において、除菌等を行うため、利用者に除菌剤等を配布します。
- ④感染者が出た場合に感染経路を特定するため、施設等の利用者名簿(氏名・連絡先が分かるもの)を作成します。

6 広報等

ホームページ、SNS等、様々な媒体を活用し、施設の利用者に対し、「利用方法や予約」について、周知を行います。